

昭和二十五年十一月二十八日提出
質問 第六九号

農業協同組合に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月二十八日

提出者 深澤義守

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

農業協同組合に関する質問主意書

一 農業協同組合が、全国、各県、市町村各段階とも経営困難に直面していることは、基本的には農民生活の破壊に基くものであるが、経営者の行為に基くこともあるのである。政府は、農業協同組合法第八章の監督権を発動して、全国段階、各府県段階の業務の報告を求め、又は検査を行つたことがあるか。あればその詳細を明示されたい。

二 昭和二十五年度補正予算において農業協同組合の供出報償物資損失補填のために、五億六千四百八十二万三千円を計上しているが、そのためには当然業務状態を明らかにした上での処置と思うが、如何なる根拠によつて処置したか。

三 経済調査庁で業務状態の報告を求め、あるいは検査したと聞いたが、その結果を明らかにされたか。

四 農林省農業協同組合課において、山梨県購買農業協同組合連合会の赤字六千万円の内容を調査したこ

とは明らかであるが、その内容を明示されたい。

右質問する。